

建設業者監督処分

年月日：2020年(令和2年度)4月1日以降
監督処分庁：大分県

● 処分一覧

| 処分年月日 | 商号又は名称 | 主たる営業所の所在地 | 処分内容 | 処分内容の詳細 | | |
|-------------|--------------|-----------------------|---------|------------|------|-----|
| 2023年10月17日 | 株式会社石川建設工業 | 大分県大分市横塚2丁目1番37号 | 指示処分 | 監督処分第197参照 | R5年度 | 1件 |
| 2023年3月31日 | 株式会社SHINKO | 大分県佐伯市大字池田1936-1 | 指示処分 | 監督処分第196参照 | | |
| 2023年3月8日 | 株式会社藤建興業 | 大分県玖珠郡玖珠町大字太田字本村255-5 | 指示処分 | 監督処分第195参照 | | |
| 2023年3月2日 | 有限会社白杵総建 | 大分県白杵市大字白杵56-1 | 営業の停止処分 | 監督処分第194参照 | | |
| 2023年2月28日 | 浅野建設株式会社 | 大分県別府市大字鶴見4548-452 | 営業の停止処分 | 監督処分第193参照 | | |
| 2023年2月22日 | 有限会社エムエーディ | 大分県大分市大字松岡5496-1 | 指示処分 | 監督処分第192参照 | | |
| 2023年2月8日 | 株式会社大分電設 | 大分県大分市向原沖1-1-30 | 指示処分 | 監督処分第191参照 | | |
| 2023年1月19日 | 旭工業株式会社 | 大分県国東市国見町中1232 | 指示処分 | 監督処分第190参照 | | |
| 2022年11月22日 | 株式会社匠研工業 | 大分県由布市挾間町来鉢1940-1 | 指示処分 | 監督処分第189参照 | | |
| 2022年11月22日 | 株式会社九州エナジー | 大分県大分市都町3-1-1 | 営業の停止処分 | 監督処分第188参照 | | |
| 2022年10月21日 | 有限会社サイガン工業 | 大分県宇佐市大字高砂新田272-4 | 営業の停止処分 | 監督処分第187参照 | | |
| 2022年8月10日 | 株式会社三愛 | 大分県大分市竹の上10-22 | 指示処分 | 監督処分第186参照 | | |
| 2022年6月24日 | 有限会社武内建築 | 大分県日田市天瀬町馬原530-2 | 指示処分 | 監督処分第185参照 | | |
| 2022年4月25日 | 株式会社タカハン | 大分県大分市大字種具1402番地の1 | 営業の停止処分 | 監督処分第184参照 | | |
| 2022年4月22日 | 株式会社但馬設備工業 | 大分県大分市原新町9-9 | 指示処分 | 監督処分第183参照 | | |
| 2022年4月22日 | 株式会社東海建設 | 大分県大分市大字野田809-3 | 指示処分 | 監督処分第182参照 | | |
| 2022年4月22日 | 有限会社ナショナル建設 | 大分県大分市下郡477 | 指示処分 | 監督処分第181参照 | R4年度 | 16件 |
| 2022年3月15日 | 旭工業株式会社 | 国東市国見町中1232 | 営業の停止処分 | 監督処分第180参照 | | |
| 2022年2月24日 | 立石建設工業株式会社 | 中津市大字永添2751-41 | 指示処分 | 監督処分第179参照 | | |
| 2021年12月28日 | イシケン建設工業株式会社 | 宇佐市安心院町折敷田154番地1 | 許可の取消処分 | 監督処分第178参照 | | |
| 2021年12月24日 | 株式会社真重建 | 大分市庄境1-44 | 指示処分 | 監督処分第177参照 | | |
| 2021年12月24日 | 株式会社三共農園材 | 宇佐市大字和気976番地 | 指示処分 | 監督処分第176参照 | | |
| 2021年12月24日 | 有限会社昇和工業 | 大分市大字森町566番地の7 | 指示処分 | 監督処分第175参照 | | |
| 2021年12月17日 | 咲栄株式会社 | 大分市西大道1-2-21 | 指示処分 | 監督処分第174参照 | | |
| 2021年10月22日 | 有限会社幸建企画 | 大分市古国府4丁目3番19号 | 指示処分 | 監督処分第173参照 | | |
| 2021年10月22日 | 株式会社新興プラント工業 | 大分市向原西二丁目8番13号 | 指示処分 | 監督処分第172参照 | | |
| 2021年10月22日 | 株式会社Rec | 大分市緑が丘一丁目9番4号 | 指示処分 | 監督処分第171参照 | | |
| 2021年8月23日 | 高田建設株式会社 | 豊後高田市高田2106番地1 | 営業の停止処分 | 監督処分第170参照 | | |
| 2021年6月30日 | 有限会社羽野建技 | 別府市大字鶴見1958-8 | 指示処分 | 監督処分第169参照 | | |
| 2021年6月21日 | 有限会社翔樹 | 中津市大字福島1587番地1 | 許可の取消処分 | 監督処分第168参照 | | |
| 2021年5月27日 | 松田建築有限会社 | 別府市大字野田57番地の3 | 指示処分 | 監督処分第167参照 | | |
| 2021年5月18日 | 有限会社ノジリ | 大分市大字竹中1370-1 | 指示処分 | 監督処分第166参照 | | |
| 2021年5月18日 | 有限会社恵大 | 竹田市大字入田17-2 | 指示処分 | 監督処分第165参照 | R3年度 | 16件 |
| 2021年3月23日 | 菅隆建設株式会社 | 佐伯市大字海崎76-1 | 指示処分 | 監督処分第164参照 | | |
| 2021年3月19日 | 有限会社一土工務店 | 大分市寒田873-4 | 指示処分 | 監督処分第163参照 | | |
| 2021年3月19日 | 旭産業株式会社 | 白杵市大字市浜1137-1 | 指示処分 | 監督処分第162参照 | | |
| 2020年10月22日 | カミシナ商事有限会社 | 津久見市中央町8番17号 | 指示処分 | 監督処分第161参照 | R2年度 | 4件 |

建設業者監督処分簿 197

1、処分を受けた建設業者に関する事項

| | | | |
|------------|------------------------|----------------|----------------------|
| 商号又は名称 | 株式会社石川建設工業 | 代表者氏名 | 池邊 大輔 |
| 主たる営業所の所在地 | 大分県大分市横塚2丁目1番37号 | | |
| 許可番号 | 大分県知事 (般-04)第13328号 | 許可を受けている建設業の種類 | (般)土、と、石、鋼、舗しゅ、塗、水、解 |

2、処分に関する事項

| | | | |
|-------|----------------|---------|-------|
| 処分年月日 | 令和5年10月17日 | 処分を行った者 | 大分県知事 |
| 根拠法令 | 建設業法第28条第1項第6号 | | |

処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員等に速やかに周知徹底すること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に対し継続的に必要な研修を行うこと。
 - 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務管理体制の整備及び強化を行うこと。
- 前記1指示事項について講じた措置（前記1各号の措置以外に講じた措置がある場合はこれを含む。）を、速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実

建設業法違反

株式会社石川建設工業は、一次下請業者から受注した公共工事（とび・土工工事）において、建設業法第3条第1項の許可を受けていない建設業を営む者と、同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な工事の範囲を超えて請負契約を締結した。
このことは、建設業法第28条第1項第6号に該当する。

その他参考となる事項

建設業者監督処分簿 196

1、処分を受けた建設業者に関する事項

| | | | |
|------------|-------------------------|--------------------|-----------------------|
| 商号又は名称 | 株式会社SHINKO | 代表者氏名 | 白井 優子 |
| 主たる営業所の所在地 | 大分県佐伯市大字池田1936-1 | | |
| 許可番号 | 大分県知事 (般-04) 第12975号 | 許可を受けている 建設業の種類 | (般) 土、建、大、と、屋、 夕、内 |

2、処分に関する事項

| | | | |
|-------|----------------|---------|-------|
| 処分年月日 | 令和5年3月31日 | 処分を行った者 | 大分県知事 |
| 根拠法令 | 建設業法第28条第1項第6号 | | |

処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知徹底すること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に対し、継続的に必要な研修等を行うこと。
 - 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。
- 前記各号について講じた措置（前記1各号以外に講じた措置がある場合はこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実

建設業法違反

株式会社SHINKOは、民間発注の冷蔵庫施設新築工事において、建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業の許可を有していないにもかかわらず、元請業者として総額7000万円以上の下請工事契約を締結した。
本件行為は、同法第28条第1項第6号に該当する。

その他参考となる事項

建設業者監督処分簿 195

1、処分を受けた建設業者に関する事項

| | | | |
|------------|------------------------|--------------------|--------------------------|
| 商号又は名称 | 株式会社藤建興業 | 代表者氏名 | 藤田 一幸 |
| 主たる営業所の所在地 | 大分県玖珠郡玖珠町大字太田字本村255-5 | | |
| 許可番号 | 大分県知事 (般-1) 第13777号 | 許可を受けている 建設業の種類 | (般) 土、と、石、鋼、舗、 しゅ、水、解 |

2、処分に関する事項

| | | | |
|-------|----------------|---------|-------|
| 処分年月日 | 令和5年3月8日 | 処分を行った者 | 大分県知事 |
| 根拠法令 | 建設業法第28条第1項第3号 | | |

処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。
 - 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。
- 前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実

労働安全衛生法違反

株式会社藤建興業は、日田市天瀬町の河川災害復旧工事現場において、同法人の労働者が、作業中の土のうの下敷きになり、右足を負傷し、3ヶ月以上休業する労働災害が発生したにもかかわらず、所轄の日田労働基準監督署長に対し、遅滞なく、法令の定める労働者死傷病報告を提出しなかったことで、日田簡易裁判所から同法人及び同法人の代表取締役が、労働安全衛生法違反として罰金20万円の判決を受け、その刑が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

その他参考となる事項 大分労働局から通報

建設業者監督処分簿 194

1、処分を受けた建設業者に関する事項

| | | | |
|------------|------------------------|--------------------|--------------------------|
| 商号又は名称 | 有限会社臼杵総建 | 代表者氏名 | 芦刈 吉哉 |
| 主たる営業所の所在地 | 大分県臼杵市大字臼杵56-1 | | |
| 許可番号 | 大分県知事 (般-4) 第11900号 | 許可を受けている 建設業の種類 | (般) 土、と、石、管、鋼、 舗、しゅ、水 |

2、処分に関する事項

| | | | |
|--|--|---------|-------|
| 処分年月日 | 令和5年3月2日 | 処分を行った者 | 大分県知事 |
| 根拠法令 | 建設業法第28条第1項第3号 | | |
| 処分の内容 | <p>営業停止</p> <p>1 停止を命ずる営業の範囲 建設業の営業の全部</p> <p>2 期間 7日間</p> | | |
| 処分の原因となった事実 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反 | | |
| <p>有限会社臼杵総建の代表取締役は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反を犯し、令和4年11月25日に臼杵簡易裁判所において罰金刑を受け、その刑が確定した。 このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。</p> | | | |
| その他参考となる事項 | 同社役員に対して、建設業法第29条の4第1項に基づく営業禁止処分を行った。 | | |

建設業者監督処分簿 193

1、処分を受けた建設業者に関する事項

| | | | |
|------------|-----------------------|--------------------|----------------------|
| 商号又は名称 | 浅野建設株式会社 | 代表者氏名 | 浅野 正誠 |
| 主たる営業所の所在地 | 大分県別府市大字鶴見4548-452 | | |
| 許可番号 | 大分県知事 (般-2)第14617号 | 許可を受けている 建設業の種類 | (般)土、大、と、石、舗、 塗、園 |

2、処分に関する事項

| | | | |
|-------------|--|---------|-------|
| 処分年月日 | 令和5年2月28日 | 処分を行った者 | 大分県知事 |
| 根拠法令 | 建設業法第28条第1項第2号及び第3号 | | |
| 処分の内容 | <p>営業停止</p> <p>1 停止を命ずる営業の範囲 建設業の営業のうち、公共工事に係るもの。 (注)「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く）または、建設業施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。</p> <p>2 期間 1年間</p> | | |
| 処分の原因となった事実 | 土地改良法違反 | | |
| | <p>浅野建設株式会社の代表取締役は、由布市挾間町の提子土地改良区の水路工事において、同地区の当時の理事長に対し、上記工事の受注ができるよう有利かつ便宜な取り計らいを受けたことへの謝礼及び今後も同様の取り計らいを受けたいとの趣旨の下に、現金を供与したことで逮捕され、懲役10月（執行猶予3年）の有罪判決を受け、その刑が確定した。 このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。</p> | | |
| その他参考となる事項 | 同社役員に対して、建設業法第29条の4第1項に基づく営業禁止処分を行った。 | | |

建設業者監督処分簿 192

1、処分を受けた建設業者に関する事項

| | | | |
|------------|-----------------------|--------------------|--------|
| 商号又は名称 | 有限会社エムエーディ | 代表者氏名 | 松尾 清治 |
| 主たる営業所の所在地 | 大分県大分市大字松岡5496-1 | | |
| 許可番号 | 大分県知事 (般-2)第11414号 | 許可を受けている 建設業の種類 | (般)土、建 |

2、処分に関する事項

| | | | |
|-------|----------------|---------|-------|
| 処分年月日 | 令和5年2月22日 | 処分を行った者 | 大分県知事 |
| 根拠法令 | 建設業法第28条第1項第2号 | | |

処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。
 - 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。
- 前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実

建設業法違反

有限会社エムエーディは、民間発注の高齢者施設新築工事において、
(1) 建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業の許可を有していないにもかかわらず、元請業者として総額6,000万円以上の下請契約を締結した。
(2) 現場に専任で技術者を置くことが必要な同工事に営業所の専任技術者を配置した。
以上のことは、建設業法第16条第1項第2号及び同法第26条第3項に違反し、同法第28条第1項第2号に該当する。

その他参考となる事項

建設業者監督処分簿 191

1、処分を受けた建設業者に関する事項

| | | | |
|------------|-----------------------|----------------|---------------------------------------|
| 商号又は名称 | 株式会社大分電設 | 代表者氏名 | 山田 恭史 |
| 主たる営業所の所在地 | 大分県大分市向原沖1-1-30 | | |
| 許可番号 | 大分県知事 (般・特-3)第317号 | 許可を受けている建設業の種類 | (般)土、と、石、管、鋼、 舗、しゅ、水、消、解 (特)電、通 |

2、処分に関する事項

| | | | |
|-------|----------------|---------|-------|
| 処分年月日 | 令和5年2月8日 | 処分を行った者 | 大分県知事 |
| 根拠法令 | 建設業法第28条第1項第3号 | | |

処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。
 - 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。
- 前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実

労働安全衛生法違反

株式会社大分電設は、株式会社九電工から請け負った電柱支障移設工事の電柱撤去工事において、法定の除外事由がないのに、現場責任者である建柱班長が、同社の労働者に指示をして、車両系建設機械であるドラグ・ショベルをその主たる用途である掘削用以外の用途に使用させ、もって機械による危険を防止するために必要な措置を講じなかったとして、大分簡易裁判所から労働安全衛生法違反として罰金10万円の判決を受け刑が確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

その他参考となる事項

建設業者監督処分簿 190

1、処分を受けた建設業者に関する事項

| | | | |
|------------|-------------------------|----------------|----------------------------------|
| 商号又は名称 | 旭工業株式会社 | 代表者氏名 | 中園 勲 |
| 主たる営業所の所在地 | 大分県国東市国見町中1232 | | |
| 許可番号 | 大分県知事 (般・特-1) 第8307号 | 許可を受けている建設業の種類 | (般) 土、建、と、電、鋼、 井、水、消 (特) 管 |

2、処分に関する事項

| | | | |
|-------|----------------|---------|-------|
| 処分年月日 | 令和5年1月19日 | 処分を行った者 | 大分県知事 |
| 根拠法令 | 建設業法第28条第1項第2号 | | |

処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。
 - 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。
- 前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実

建設業法違反

旭工業株式会社は、国東市長発注の管工事において、現場に専任で技術者を置くことが必要な同工事に営業所の専任技術者を配置した。

このことは、建設業法第26条第3項に違反し、同法第28条第1項第2号に該当する。

その他参考となる事項

建設業者監督処分簿 189

1、処分を受けた建設業者に関する事項

| | | | |
|------------|------------------------|--------------------|---------------|
| 商号又は名称 | 株式会社匠研工業 | 代表者氏名 | 鹿田 研二 |
| 主たる営業所の所在地 | 大分県由布市挾間町来鉢1940-1 | | |
| 許可番号 | 大分県知事 (般-4) 第13343号 | 許可を受けている 建設業の種類 | (般) 土、と、管、水、消 |

2、処分に関する事項

| | | | |
|-------|-------------|---------|-------|
| 処分年月日 | 令和4年11月22日 | 処分を行った者 | 大分県知事 |
| 根拠法令 | 建設業法第28条第1項 | | |

処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。
 - 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。
- 前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実

建設業法違反

株式会社匠研工業は、令和2年8月頃から令和4年10月13日までの間、営業所に専任技術者が不在のまま営業を行った。

このことは、建設業法第28条第1項本文に該当する。

その他参考となる事項

建設業者監督処分簿 188

1、処分を受けた建設業者に関する事項

| | | | |
|------------|------------------------|--------------------|---------------|
| 商号又は名称 | 株式会社九州エナジー | 代表者氏名 | 中嶋 康之 |
| 主たる営業所の所在地 | 大分市都町3-1-1 大分センタービル8階 | | |
| 許可番号 | 大分県知事 (般-1) 第13714号 | 許可を受けている 建設業の種類 | (般) 土、建、と、電、解 |

2、処分に関する事項

| | | | |
|--|---------------------------------------|---------|-------|
| 処分年月日 | 令和4年11月22日 | 処分を行った者 | 大分県知事 |
| 根拠法令 | 建設業法第28条第1項第4号 | | |
| 処分の内容 | | | |
| 建設業法第28条第3項に基づく営業の停止 | | | |
| 1 停止を命ずる営業の範囲 | | | |
| 建設業の営業の全部 | | | |
| 2 停止期間 | | | |
| 令和4年11月30日から令和4年12月14日までの15日間 | | | |
| 処分の原因となった事実 | 建設業法違反 | | |
| 株式会社九州エナジーは、大分県内の民間発注の7件の工事において、建設業法第22条第1項の規程に違反して、その請け負った工事を一括して有限会社ナショナル建設に請け負わせた。 このことは、建設業法第28条第3項に該当する。 | | | |
| その他参考となる事項 | 同社役員に対して、建設業法第29条の4第1項に基づく営業禁止処分を行った。 | | |

建設業者監督処分簿 187

1、処分を受けた建設業者に関する事項

| | | | |
|------------|------------------------------|--------------------|-------|
| 商号又は名称 | 有限会社サイガン工業 | 代表者氏名 | 西願 文雄 |
| 主たる営業所の所在地 | 大分県宇佐市大字高砂新田 2 7 2 - 4 | | |
| 許可番号 | 大分県知事 (般-2) 第 1 3 1 5 9 号 | 許可を受けている 建設業の種類 | (般) と |

2、処分に関する事項

| | | | |
|--|--|---------|-------|
| 処分年月日 | 令和 4 年 1 0 月 2 1 日 | 処分を行った者 | 大分県知事 |
| 根拠法令 | 建設業法第 2 8 条第 1 項第 3 号 | | |
| 処分の内容 | | | |
| 建設業法第 2 8 条第 3 項に基づく営業の停止 | | | |
| 1 停止を命ずる営業の範囲 | | | |
| 建設業の営業の全部 | | | |
| 2 停止期間 | | | |
| 令和 4 年 1 0 月 2 2 日から令和 4 年 1 0 月 2 8 日までの 7 日間 | | | |
| 処分の原因となった事実 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反 | | |
| 有限会社サイガン工業の代表取締役である西願文雄は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反を犯し、令和元年 1 0 月 2 4 日に中津簡易裁判所において罰金刑を受け、その刑が確定した。 このことは、建設業法第 2 8 条第 1 項第 3 号に該当する。 | | | |
| その他参考となる事項 | 同社役員に対して、建設業法第 2 9 条の 4 第 1 項に基づく営業禁止処分を行った。 | | |

建設業者監督処分簿 186

1、処分を受けた建設業者に関する事項

| | | | |
|------------|-----------------------|--------------------|-------|
| 商号又は名称 | 株式会社三愛 | 代表者氏名 | 近廣 薫平 |
| 主たる営業所の所在地 | 大分県大分市竹の上10-22 | | |
| 許可番号 | 大分県知事 (般-2) 第5798号 | 許可を受けている 建設業の種類 | 建築、内装 |

2、処分に関する事項

| | | | |
|-------|----------------|---------|-------|
| 処分年月日 | 令和4年8月10日 | 処分を行った者 | 大分県知事 |
| 根拠法令 | 建設業法第28条第1項第2号 | | |

処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。
 - 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。
- 前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実

政令で定める金額以上の下請契約

株式会社三愛は、民間発注の公園施設新築工事において、建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業の許可を有していないにも関わらず、元請業者として政令で定める金額以上の下請契約を締結した。このことは、同法第16条第1項第2号の規定に違反し、同法第28条第1項第2号に該当する。

その他参考となる事項

建設業者監督処分簿 185

1、処分を受けた建設業者に関する事項

| | | | |
|------------|------------------------|--------------------|-------|
| 商号又は名称 | 有限会社武内建築 | 代表者氏名 | 武内 秀人 |
| 主たる営業所の所在地 | 大分県日田市天瀬町馬原530-2 | | |
| 許可番号 | 大分県知事 (般-1) 第11403号 | 許可を受けている 建設業の種類 | 建築、大工 |

2、処分に関する事項

| | | | |
|-------|----------------|---------|-------|
| 処分年月日 | 令和4年6月24日 | 処分を行った者 | 大分県知事 |
| 根拠法令 | 建設業法第28条第1項第6号 | | |

処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。
 - 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。
- 前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実

建設業法違反

有限会社武内建築は、民間発注の建築一式工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けていない建設業を営む者と、同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な工事の範囲を超えて下請契約を締結した。

このことは、建設業法第28条第1項第6号に該当する。

その他参考となる事項

建設業者監督処分簿 184

1、処分を受けた建設業者に関する事項

| | | | |
|------------|------------------------|--------------------|-------------|
| 商号又は名称 | 株式会社タカハシ | 代表者氏名 | 高橋 八郎 |
| 主たる営業所の所在地 | 大分県大分市大字種具1402番地の1 | | |
| 許可番号 | 大分県知事 (特-30) 第4862号 | 許可を受けている 建設業の種類 | (特) 土、と、舗、解 |

2、処分に関する事項

| | | | |
|--|--------------------|---------|-------|
| 処分年月日 | 令和4年4月25日 | 処分を行った者 | 大分県知事 |
| 根拠法令 | 建設業法第28条第1項第3号 | | |
| 処分の内容 | | | |
| 建設業法第28条第3項に基づく営業の停止 | | | |
| 1 停止を命ずる営業の範囲 | | | |
| 建設業の営業の全部 | | | |
| 2 停止期間 | | | |
| 令和4年4月29日から令和4年5月1日までの3日間 | | | |
| 処分の原因となった事実 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反 | | |
| 株式会社タカハシの代表取締役である高橋八郎は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により、令和4年1月25日に大分簡易裁判所において罰金刑を受け、その刑が確定した。 このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。 | | | |
| 同社役員に対して、建設業法第29条の4第1項に基づく営業禁止処分を行った。 | | | |

建設業者監督処分簿 183

1、処分を受けた建設業者に関する事項

| | | | |
|------------|-----------------------|--------------------|------------------|
| 商号又は名称 | 株式会社但馬設備工業 | 代表者氏名 | 早川 泰生 |
| 主たる営業所の所在地 | 大分県大分市原新町9-9 | | |
| 許可番号 | 大分県知事 (般・特-3)第800号 | 許可を受けている 建設業の種類 | (般)機、水、消 (特)管 |

2、処分に関する事項

| | | | |
|-------|----------------|---------|-------|
| 処分年月日 | 令和4年4月22日 | 処分を行った者 | 大分県知事 |
| 根拠法令 | 建設業法第28条第1項第7号 | | |

処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。
 - 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。
- 前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実

建設業法違反

株式会社但馬設備工業は、民間発注の高齢者施設新築工事において、特定建設業者以外の建設業を営む者と下請代金の額が、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額（6,000万円）以上となる下請契約を締結した。

このことは、建設業法第28条第1項第7号に該当する。

その他参考となる事項

建設業者監督処分簿 182

1、処分を受けた建設業者に関する事項

| | | | |
|------------|-------------------------|--------------------|---------------|
| 商号又は名称 | 株式会社東海建設 | 代表者氏名 | 白瀬 信弘 |
| 主たる営業所の所在地 | 大分県大分市大字野田809-3 | | |
| 許可番号 | 大分県知事 (般-29) 第13415号 | 許可を受けている 建設業の種類 | (般) 土、建、と、舗、内 |

2、処分に関する事項

| | | | |
|-------|----------------|---------|-------|
| 処分年月日 | 令和4年4月22日 | 処分を行った者 | 大分県知事 |
| 根拠法令 | 建設業法第28条第1項第7号 | | |

処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。
 - 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。
- 前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実

建設業法違反

株式会社東海建設は、民間発注の高齢者施設新築工事において、特定建設業者以外の建設業を営む者と下請代金の額が、建設業法第3条第1項第2号の政令で定める金額（6,000万円）以上となる下請契約を締結した。
建設業法第28条第1項第7号に該当する。

その他参考となる事項

建設業者監督処分簿 181

1、処分を受けた建設業者に関する事項

| | | | |
|------------|------------------------|--------------------|-----------------------|
| 商号又は名称 | 有限会社ナショナル建設 | 代表者氏名 | 宇都宮 浩史 |
| 主たる営業所の所在地 | 大分県大分市下郡477 | | |
| 許可番号 | 大分県知事 (般-29) 第5291号 | 許可を受けている 建設業の種類 | (般) 土、建、と、鋼、舗、 園、解 |

2、処分に関する事項

| | | | |
|-------|---------------|---------|-------|
| 処分年月日 | 令和4年4月22日 | 処分を行った者 | 大分県知事 |
| 根拠法令 | 建設業法第28条1項第2号 | | |

処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。
 - 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。
- 前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実

建設業法違反

有限会社ナショナル建設は、民間発注の高齢者施設新築工事において、建設業法第3条第1項第2号に規定する特定建設業の許可を有していないにもかかわらず、元請業者として総額6,000万円以上の下請契約を締結した。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

その他参考となる事項

年月日 建設業者監督処分簿 180

1、処分を受けた建設業者に関する事項

| | | | |
|------------|------------------------|--------------------|--------------------------------|
| 商号又は名称 | 旭工業株式会社 | 代表者氏名 | 中園 勲 |
| 主たる営業所の所在地 | 大分県国東市国見町中1232 | | |
| 許可番号 | 大分県知事 (般・特-3)第8307号 | 許可を受けている 建設業の種類 | (般)土、建、と、電、鋼、 井、水、消 (特)管 |

2、処分に関する事項

| | | | |
|-------|-------------------------|---------|-------|
| 処分年月日 | 令和4年3月15日 | 処分を行った者 | 大分県知事 |
| 根拠法令 | 建設業法第28条第3項（同条第1項第2号該当） | | |

処分の内容

建設業法第28条第3項に基づく営業の停止

1 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業のうち、公共工事に係るもの。

(注)「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く）または、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

2 停止期間

令和4年3月19日から令和4年4月17日までの30日間

処分の原因となった事実

経営事項審査申請書の虚偽申請

旭工業株式会社は、令和元年8月31日及び令和2年8月31日を審査基準日とする経営事項審査において、真正でない財務諸表に基づいて経営状況分析を受け、これをもとに得た総合評定値通知書をもって、大分県に対し入札参加資格申請を行った。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

その他参考となる事項

同社役員に対して建設業法第29条の4第1項に基づく営業禁止処分を行った。

1、処分を受けた建設業者に関する事項

| | | | |
|------------|------------------------|--------------------|----------------|
| 商号又は名称 | 立石建設工業株式会社 | 代表者氏名 | 立石 三津子 |
| 主たる営業所の所在地 | 大分県中津市大字永添2751-41 | | |
| 許可番号 | 大分県知事許可 (般-2)第7834号 | 許可を受けている 建設業の種類 | (般)土、建、大、と、舗、解 |

2、処分に関する事項

| | | | |
|-------|----------------|---------|-------|
| 処分年月日 | 令和4年2月24日 | 処分を行った者 | 大分県知事 |
| 根拠法令 | 建設業法第28条第1項第2号 | | |

処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。
 - 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。
- 前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実

建設業法違反

立石建設工業株式会社は、

- 複数の民間工事において、建設業法第26条第3項により、現場に専任が必要な主任技術者を、工期の重複する他の工事に配置した。
 - 複数の民間工事において、建設業法第26条第3項により、現場に専任が必要な主任技術者に、建設業法第7条の2に規定する営業所の技術者を配置した。
- このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

その他参考となる事項

経営事項審査により認知

年月日 建設業者監督処分簿 178

1、処分を受けた建設業者に関する事項

| | | | |
|------------|--------------------------|----------------|---|
| 商号又は名称 | イシケン建設工業株式会社 | 代表者氏名 | 代表取締役 石川 健人 |
| 主たる営業所の所在地 | 宇佐市安心院町折敷田154番地1 | | |
| 許可番号 | 大分県知事許可 (般-1) 第14567号 | 許可を受けている建設業の種類 | (般) 土木一式、とび・土工・コンクリート、石、鋼構造物、舗装、しゅんせつ、水道、解体 |

2、処分に関する事項

| | | | |
|-------------|--|---------|-------|
| 処分年月日 | 令和3年12月28日 | 処分を行った者 | 大分県知事 |
| 根拠法令 | 建設業法第29条第1項第7号 | | |
| 処分の内容 | 建設業法第29条第1項第7号に基づく許可の取消し | | |
| 処分の原因となった事実 | 不正の手段による許可の取得 | | |
| その他参考となる事項 | 同社の代表取締役が平成30年3月31日に刑法による罰金刑が確定し、許可の欠格要件に該当していたにもかかわらず、令和2年2月12日付けの建設業許可申請書に、欠格要件に該当しない旨を記載した誓約書及び賞罰がない旨を記載した調書を添付するなど、虚偽の申請によって、建設業の許可を受けた。 このことが、建設業法第29条第1項第7号に該当する。 | | |

年月日 建設業者監督処分簿 177

1、処分を受けた建設業者に関する事項

| | | | |
|------------|--------------------------|--------------------|-------|
| 商号又は名称 | 株式会社真重建 | 代表者氏名 | 後藤 隆一 |
| 主たる営業所の所在地 | 大分市庄境1-4-4 | | |
| 許可番号 | 大分県知事許可 (般-29)第13438号 | 許可を受けている 建設業の種類 | (般)機 |

2、処分に関する事項

| | | | |
|-------|----------------|---------|-------|
| 処分年月日 | 令和3年12月24日 | 処分を行った者 | 大分県知事 |
| 根拠法令 | 建設業法第28条第1項第2号 | | |

処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。
 - 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。
- 前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実

労働安全衛生法違反

株式会社真重建の代表取締役は、虚偽の労働者死傷病報告を作成して、同報告を令和2年7月28日に大分労働基準監督署に提出、虚偽の報告をしたとして、大分簡易裁判所から労働安全衛生法違反として法人及び代表取締役が罰金10万円の略式命令を受け刑が確定した。
このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

その他参考となる事項 大分労働局長からの通報

年月日 建設業者監督処分簿 176

1、処分を受けた建設業者に関する事項

| | | | |
|------------|--------------------------|--------------------|------------|
| 商号又は名称 | 株式会社三共農園材 | 代表者氏名 | 原田 伸介 |
| 主たる営業所の所在地 | 宇佐市大字和気976番地 | | |
| 許可番号 | 大分県知事許可 (般-30)第11165号 | 許可を受けている 建設業の種類 | (般)土、建、と、鋼 |

2、処分に関する事項

| | | | |
|-------|----------------|---------|-------|
| 処分年月日 | 令和3年12月24日 | 処分を行った者 | 大分県知事 |
| 根拠法令 | 建設業法第28条第1項第2号 | | |

処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。
 - 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。
- 前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実

建設業法違反

株式会社三共農園材は、民間発注の工事2件において、建設業法に基づき、主任技術者を専任で配置すべきところ、営業所の専任技術者を主任技術者として同現場に配置するとともに、重複して複数の工事に同人を主任技術者として配置した。

このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

その他参考となる事項 経営事項審査により認知

年月日 建設業者監督処分簿 175

1、処分を受けた建設業者に関する事項

| | | | |
|------------|--------------------------|--------------------|------------|
| 商号又は名称 | 有限会社昇和工業 | 代表者氏名 | 伊東 由人 |
| 主たる営業所の所在地 | 大分市大字森町566番地の7 | | |
| 許可番号 | 大分県知事許可 (般-29)第10796号 | 許可を受けている 建設業の種類 | (般)と、管、機、絶 |

2、処分に関する事項

| | | | |
|-------|----------------|---------|-------|
| 処分年月日 | 令和3年12月24日 | 処分を行った者 | 大分県知事 |
| 根拠法令 | 建設業法第28条第1項第2号 | | |

処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。
 - 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。
- 前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実

建設業法違反

有限会社昇和工業は、元請業者から請け負った専任の技術者を配置する義務のある工事において、1人の主任技術者を別の2件の工事の主任技術者として重複して配置した。
このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

その他参考となる事項

経営事項審査により認知

年月日 建設業者監督処分簿 174

1、処分を受けた建設業者に関する事項

| | | | |
|------------|---------------------|--------------------|-----------------------|
| 商号又は名称 | 咲栄株式会社 | 代表者氏名 | 宇佐 卓也 |
| 主たる営業所の所在地 | 大分市西大道1-2-21 | | |
| 許可番号 | 大分県知事 (般)第11637号 | 許可を受けている 建設業の種類 | 建・大・左・と・石・屋 ほか11業種 |

2、処分に関する事項

| | | | |
|-------|---------------|---------|-------|
| 処分年月日 | 令和3年12月17日 | 処分を行った者 | 大分県知事 |
| 根拠法令 | 建設業法第28条第1項本文 | | |

処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。
 - 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。
- 前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実

専任技術者の専任義務違反

咲栄株式会社は、令和2年12月1日から令和3年10月13日までの間、営業所の専任技術者が許可を受けている営業所に専任していない状態で営業を行った。このことが、建設業法第7条第2号及び同法第11条第5項に違反し、同法第28条第1項本文に該当すると認められる。

その他参考となる事項

年月日

建設業者監督処分簿

173

1、処分を受けた建設業者に関する事項

| | | | |
|------------|--------------------------|----------------|--------------------|
| 商号又は名称 | 有限会社幸建企画 | 代表者氏名 | 古城 幸太郎 |
| 主たる営業所の所在地 | 大分市古国府4丁目3番19号 | | |
| 許可番号 | 大分県知事許可 (般-30)第12821号 | 許可を受けている建設業の種類 | (般)土、と、石、鋼、ほ、し、水、解 |

2、処分に関する事項

| | | | |
|-------|----------------|---------|-------|
| 処分年月日 | 令和3年10月22日 | 処分を行った者 | 大分県知事 |
| 根拠法令 | 建設業法第28条第1項第3号 | | |

処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。
 - 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。
- 前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実

労働安全衛生法違反

有限会社幸建企画は、同社が管理、運営する産業廃棄物の中間処理施設において、作業中に作業員が死亡する事故を起こしたことについて、大分簡易裁判所から労働安全衛生法違反等により法人及び代表取締役が罰金30万円の略式命令を受け刑が確定した。
このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

その他参考となる事項

労働局からの通報

年月日 建設業者監督処分簿 172

1、処分を受けた建設業者に関する事項

| | | | |
|------------|---------------------------|----------------|---------------------------------|
| 商号又は名称 | (株)新興プラント工業 | 代表者氏名 | 山口 有一 |
| 主たる営業所の所在地 | 大分市向原西二丁目8番30号 | | |
| 許可番号 | 大分県知事許可 (般・特-2)第13059号 | 許可を受けている建設業の種類 | (特)土、建、大、と、石、 屋ほか8業種 (般)機 |

2、処分に関する事項

| | | | |
|-------|-------------|---------|-------|
| 処分年月日 | 令和3年10月22日 | 処分を行った者 | 大分県知事 |
| 根拠法令 | 建設業法第28条第1項 | | |

処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。
 - 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。
- 前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実

建設業法違反

株式会社新興プラント工業は、

- 建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条により専任の主任技術者の配置が義務づけられている民間発注工事に、建設業法第15条第2項に規定する営業所の専任者を主任技術者として配置した。
- 同様に民間発注の管工事において、建設業法第15条第2項に規定する営業所の専任者を主任技術者として配置した。上記1、2は、建設業法第26条第3項に違反し、同法第28条第1項第2号に該当する。
- 更に、上記工事と工期が重複する他の工事に同専任者を主任技術者として配置した。
- このことは、建設業法第7条第2項及び同法第26条第3項に違反し、同法第28条第1号第2号に該当する。
- 民間発注の工事において、建設業法第26条第1項に違反し、資格要件を満たさない2名を主任技術者として配置した。
- 同様に、民間発注の工事において、建設業法第26条第1項に違反し、資格要件を満たさない2名を主任技術者として配置した。上記4、5は、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

その他参考となる事項

経営事項審査により認知

年月日 建設業者監督処分簿 171

1、処分を受けた建設業者に関する事項

| | | | |
|------------|--------------------------|--------------------|-------------|
| 商号又は名称 | (株) R e c | 代表者氏名 | 生嶋 由加里 |
| 主たる営業所の所在地 | 大分市緑が丘一丁目9番4号 | | |
| 許可番号 | 大分県知事許可 (般-3) 第14045号 | 許可を受けている 建設業の種類 | (般) 土、と、舗、解 |

2、処分に関する事項

| | | | |
|-------|-------------|---------|-------|
| 処分年月日 | 令和3年10月22日 | 処分を行った者 | 大分県知事 |
| 根拠法令 | 建設業法第28条第1項 | | |

処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。
 - 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。
- 前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実

建設業法違反

株式会社R e cは、民間の発注工事において、現場に専任で技術者を置くことが必要な同工事に営業所の専任技術者を配置したうえ、同工事と工期が重複する複数の工事に同人を配置した。このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

その他参考となる事項 経営事項審査により認知

年月日

建設業者監督処分簿

170

1、処分を受けた建設業者に関する事項

| | | | |
|------------|-----------------------|--------------------|-----------------|
| 商号又は名称 | 高田建設 株式会社 | 代表者氏名 | 井上 正美 |
| 主たる営業所の所在地 | 大分県豊後高田市高田2106番地1 | | |
| 許可番号 | 大分県知事 (般-3) 第1135号 | 許可を受けている 建設業の種類 | (般) 土・建・と・舗・園・解 |

2、処分に関する事項

| | | | |
|-------|-------------------------|---------|-------|
| 処分年月日 | 令和3年8月23日 | 処分を行った者 | 大分県知事 |
| 根拠法令 | 建設業法第28条第3項（同条第1項第2号該当） | | |

処分の内容

建設業法第28条第3項に基づく営業の停止

1 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業のうち、公共工事に係るもの。

(注) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く）または、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

2 停止期間

令和3年8月27日から令和3年9月25日までの30日間

処分の原因となった事実

経営事項審査申請書の虚偽申請

高田建設株式会社は、平成29年12月31日、平成30年12月31日及び令和元年12月31日を審査基準日とする経営事項審査において、真正でない財務諸表に基づいて経営状況分析を受け、これをもとに得た総合評定値通知書をもって、大分県に対し入札参加資格申請を行った。
このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

その他参考となる事項

同社役員に対して建設業法第29条の4第1項に基づく営業禁止処分を行った。

年月日 建設業者監督処分簿 169

1、処分を受けた建設業者に関する事項

| | | | |
|------------|-----------------------|--------------------|--------------|
| 商号又は名称 | 有限会社 羽野建技 | 代表者氏名 | 羽野 桂司 |
| 主たる営業所の所在地 | 大分県別府市大字鶴見1958-8 | | |
| 許可番号 | 大分県知事 (般-28)第9717号 | 許可を受けている 建設業の種類 | (般)建・大・屋・タ・内 |

2、処分に関する事項

| | | | |
|-------|---------------|---------|-------|
| 処分年月日 | 令和3年6月30日 | 処分を行った者 | 大分県知事 |
| 根拠法令 | 建設業法第28条第1項本文 | | |

処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。
 - 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。
- 前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実

建設業法違反（経營業務管理責任者の一時不在）

有限会社羽野建技は、経營業務の管理責任者であった者が、平成30年5月22日に役員を退任してから、平成31年5月8日までの間、建設業法第7条第1号に規定する要件を満たす者を欠く状況であったにもかかわらず、同法11条第5号に規定されている届出を行わずに営業を継続していた。このことが、建設業法第7条第1項及び同法第11条第5項に違反し、同法第28条第1項本文に該当する。

その他参考となる事項

年月日 建設業者監督処分簿 168

1、処分を受けた建設業者に関する事項

| | | | |
|------------|-----------------------|--------------------|--------------------|
| 商号又は名称 | 有限会社翔樹 | 代表者氏名 | 桐井 裕樹 |
| 主たる営業所の所在地 | 大分県中津市大字福島1587番地1 | | |
| 許可番号 | 大分県知事 (般-28)第14032 | 許可を受けている 建設業の種類 | (般)土・と・石・鋼 ・し・水 |

2、処分に関する事項

| | | | |
|--|--------------------------|---------|-------|
| 処分年月日 | 令和3年6月21日 | 処分を行った者 | 大分県知事 |
| 根拠法令 | 建設業法第29条第1項第2号 | | |
| 処分の内容 | 建設業法第29条第1項第2号に基づく許可の取消し | | |
| 処分の原因となった事実 | 欠格要件該当 | | |
| 有限会社翔樹の代表取締役は、令和2年9月17日に中津簡易裁判所において刑法により罰金10万円の刑が確定しており、建設業法第8条第8号の欠格要件に該当する。 このことは、建設業法第29条第1項第2号の許可の取消し要件に該当する。 | | | |
| その他参考となる事項 | | | |

1、処分を受けた建設業者に関する事項

| | | | |
|------------|------------------------|----------------|-----------------------|
| 商号又は名称 | 松田建築有限会社 | 代表者氏名 | 松田 正一 |
| 主たる営業所の所在地 | 大分県別府市大字野田57番地の3 | | |
| 許可番号 | 大分県知事許可 (般-2)第3680号 | 許可を受けている建設業の種類 | (般)土、建、と、石、鋼 舗、水、解 |

2、処分に関する事項

| | | | |
|-------|----------------|---------|-------|
| 処分年月日 | 令和3年5月27日 | 処分を行った者 | 大分県知事 |
| 根拠法令 | 建設業法第28条第1項第3号 | | |

処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。
 - 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。
- 前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実

労働安全衛生法違反

松田建築有限会社は、別府市の民間工事において、作業員1名が死亡、1名が胸の骨を折るという工事関係者事故を起こしたことについて、別府簡易裁判所から労働安全衛生法違反等として法人及び代表取締役が罰金30万円の略式命令を受け刑が確定した。
このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

その他参考となる事項 労働局からの通報

1、処分を受けた建設業者に関する事項

| | | | |
|------------|--------------------------|--------------------|----------|
| 商号又は名称 | 有限会社ノジリ | 代表者氏名 | 野尻 邦彦 |
| 主たる営業所の所在地 | 大分県大分市大字竹中1370-1 | | |
| 許可番号 | 大分県知事許可 (般-28)第11684号 | 許可を受けている 建設業の種類 | (般)土、と、鋼 |

2、処分に関する事項

| | | | |
|-------|----------------|---------|-------|
| 処分年月日 | 令和3年5月18日 | 処分を行った者 | 大分県知事 |
| 根拠法令 | 建設業法第28条第1項第3号 | | |

処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。
 - 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。
- 前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実

労働安全衛生法違反

有限会社ノジリの代表取締役である野尻邦彦は、虚偽の労働者死傷病報告を労働基準監督署に提出し、竹田簡易裁判所から労働安全衛生法違反として罰金20万円の略式命令を受け刑が確定した。このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

その他参考となる事項 労働局からの通報

年月日 建設業者監督処分簿 165

1、処分を受けた建設業者に関する事項

| | | | |
|------------|--------------------------|----------------|-------------------------------|
| 商号又は名称 | 有限会社恵大 | 代表者氏名 | 円本 正忠 |
| 主たる営業所の所在地 | 大分県竹田市大字入田17番地の2 | | |
| 許可番号 | 大分県知事許可 (般-29)第13456号 | 許可を受けている建設業の種類 | (般) 土、と、石、管 鋼、舗、し、塗 水、解 |

2、処分に関する事項

| | | | |
|-------|----------------|---------|-------|
| 処分年月日 | 令和3年5月18日 | 処分を行った者 | 大分県知事 |
| 根拠法令 | 建設業法第28条第1項第3号 | | |

処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。
 - 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。
- 前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実

労働安全衛生法違反

有限会社恵大の専務取締役である円本和生は、虚偽の労働者死傷病報告を労働基準監督署に提出し、竹田簡易裁判所から労働安全衛生法違反として罰金20万円の略式命令を受け刑が確定した。このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。

その他参考となる事項 労働局からの通報

年月日 建設業者監督処分簿 164

1、処分を受けた建設業者に関する事項

| | | | |
|------------|---|----------------|--------------------|
| 商号又は名称 | 菅隆建設株式会社 | 代表者氏名 | 山村 鎮久 |
| 主たる営業所の所在地 | 大分県佐伯市大字海崎76-1 | | |
| 許可番号 | 大分県知事許可 (般-28)第1548号 (特-28)第1548号 (般-29)第1548号 | 許可を受けている建設業の種類 | (般)建、と、舗、水 (特)土 |

2、処分に関する事項

| | | | |
|-------|-----------------|---------|-------|
| 処分年月日 | 令和3年3月23日 | 処分を行った者 | 大分県知事 |
| 根拠法令 | 建設業法第28条第1項（本文） | | |

処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。
 - 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。
- 前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実

建設業法違反（無許可営業）

菅隆建設株式会社は、民間発注の解体工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けていないにもかかわらず、同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な工事の範囲を超えて請負契約を締結した。

このことは、建設業法第28条第1項（本文）に該当する。

その他参考となる事項 経営事項審査による

年月日 建設業者監督処分簿 163

1、処分を受けた建設業者に関する事項

| | | | |
|------------|--------------------------|--------------------|-------------------|
| 商号又は名称 | 有限会社一生工務店 | 代表者氏名 | 石川 一生 |
| 主たる営業所の所在地 | 大分県大分市寒田873-4 | | |
| 許可番号 | 大分県知事許可 (般-28)第10677号 | 許可を受けている 建設業の種類 | (般)建、大、と 屋、内、解 |

2、処分に関する事項

| | | | |
|-------|-----------------|---------|-------|
| 処分年月日 | 令和3年3月19日 | 処分を行った者 | 大分県知事 |
| 根拠法令 | 建設業法第28条第1項（本文） | | |

処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。
 - 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。
- 前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実

建設業法違反（無許可営業）

有限会社一生工務店は、民間発注の防水工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けていないにもかかわらず、同法施行令第1条の2第1項で定める軽微な工事の範囲を超えて請負契約を締結した。

このことが、建設業法第28条第1項本文の処分事由に該当すると認められる。

その他参考となる事項 経営事項審査による

年月日 建設業者監督処分簿 162

1、処分を受けた建設業者に関する事項

| | | | |
|------------|--------------------------|----------------|---|
| 商号又は名称 | 旭産業株式会社 | 代表者氏名 | 田中 章夫 |
| 主たる営業所の所在地 | 大分県臼杵市大字市浜 1 1 3 7 - 1 | | |
| 許可番号 | 大分県知事許可 (般-28) 第1340号 | 許可を受けている建設業の種類 | (般) 管、機 (特) 土、建、大、左、 と、綱、舗、しゅ、 塗、防、内、具、 水、解 |

2、処分に関する事項

| | | | |
|-------|-----------------|---------|-------|
| 処分年月日 | 令和3年3月19日 | 処分を行った者 | 大分県知事 |
| 根拠法令 | 建設業法第28条第1項（本文） | | |

処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。
 - 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。
- 前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実

建設業法違反（監理技術者の未配置）

旭産業株式会社は、臼杵市役所発注の令和元年度野津市民交流センター（仮称）新築 建築主体工事において、工期途中で配置技術者が資格要件を満たさなくなったにもかかわらず、約4ヶ月の間、資格要件を満たす代替りの技術者を配置しなかった。
このことが、建設業法第28条第1項本文の処分事由に該当すると認められる。

その他参考となる事項

年月日

建設業者監督処分簿

161

1、処分を受けた建設業者に関する事項

| | | | |
|------------|---------------------------|--------------------|-------|
| 商号又は名称 | カミシナ商事有限会社 | 代表者氏名 | 神品 尊則 |
| 主たる営業所の所在地 | 大分県津久見市中央町8番17号 | | |
| 許可番号 | 大分県知事許可 (般-30) 第14338号 | 許可を受けている 建設業の種類 | (般)と |

2、処分に関する事項

| | | | |
|-------|-----------------|---------|-------|
| 処分年月日 | 令和2年10月22日 | 処分を行った者 | 大分県知事 |
| 根拠法令 | 建設業法第28条第1項（本文） | | |

処分の内容

建設業法第28条第1項に基づく指示。

- 今回の違反行為の再発を防止するため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知すること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を徹底するため、研修及び教育計画を作成し、役職員等に継続的に必要な研修等を行うこと。
 - 社内の業務運営方法の調査及び点検を行うとともに、業務監督体制の整備及び強化を行うこと。
- 前記各号について講じた措置（貴社において前記各号以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

処分の原因となった事実

専任技術者不在

カミシナ商事有限会社は、専任技術者が平成31年2月17日に死去し、代わるべき専任技術者がいなかったにもかかわらず、建設業法第11条第5項で定める届出をせず、令和2年3月24日付けで専任技術者の変更届が受理されるまでの間、建設業法第7条第2項に掲げる基準を満たす者が不在のまま建設業を営んでいた。

このことが、建設業法第7条第2項及び同法第11条第5項に違反し、同法第28条第1項本文に該当する。

その他参考となる事項